日光市水防計画

平成２２年１１月

（令和８年９月変更）

日　光　市

目　　次

第 １章　総則　・・・・・・・・・ 1
第 ２章　水防組織　・・・・・・・・・ 7
第 ３章　重要水防箇所　・・・・・・・・・ 11
第 ４章　器具資材及び輸送　・・・・・・・・・ 11
第 ５章　通信連絡　・・・・・・・・・ 11
第 ６章　予報及び警報　・・・・・・・・・ 12
第 ７章　洪水予報水位情報及び水防警報　・・・・・・・・・ 14
第 ８章　観測・通報　・・・・・・・・・ 14
第 ９章　水防機関の活動　・・・・・・・・・ 18
第 10 章　決壊時の処置　・・・・・・・・・ 24
第 11 章　相互応援協力　・・・・・・・・・ 24
第 12 章　水防報告　・・・・・・・・・ 27
第 13 章　その他　・・・・・・・・・ 27

別表

別表１　日光市防災会議委員名簿　・・・・・・・・・ 29
別表２　重要水防箇所等　・・・・・・・・・ 31
別表３　重要水防箇所等地図　・・・・・・・・・ 32
別表４　水防器具資材備蓄状況　・・・・・・・・・ 33
別表５　水防用車両配備計画　・・・・・・・・・ 34
別表６　水防関係機関電話番号一覧表　・・・・・・・・・ 35
別表７　日光市消防分団管轄区域　・・・・・・・・・ 38

参考資料

重要水防箇所評定基準　・・・・・・・・・ 39
水防法（抜粋）　・・・・・・・・・ 40
気象業務法（抜粋）　・・・・・・・・・ 58

第１章　総則

第１　目的

この計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号。以下「法」という。）第４条の規定に基づき、栃木県知事から指定された指定水防管理団体たる日光市が、同法第３３条第１項の規定に基づき、日光市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、日光市の地域にかかる河川又は湖沼の洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２　用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（１）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。

（２）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

（３）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

（４）消防機関

消防組織法（昭和22 年法律第226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

（５）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。

（６）水防団

法第６条に規定する水防団をいう。

（７）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第10条第３項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところ

により、水位を通報及び公表しなければならない（法第12 条）。

（８）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36 条第１項)。

（９）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10 条第２項、法第11 条第１項、気象業務法（昭和27 年法律第165 号）第14 条の２第２項及び第３項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13 条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(13) 消防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体

制に入る水位（法第12 条第１項に規定される通報水位）をいう。
水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が消防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（14）氾濫注意水位（警戒水位）

消防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12 条第２項に規定される警戒水位）をいう。消防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

（15）避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

（16）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

（17）内水氾濫危険水位

法第13 条の２第１項及び第２項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

（18）洪水特別警戒水位

法第13 条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

（19）雨水出水特別警戒水位

法第13 条の２第１項及び第２項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

（20）重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(21) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14 条）。

(22) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14 条の２に規定される雨水出水浸水想定区域）。

第３　水防の責任

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

（１）県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

① 指定水防管理団体の指定（法第４条）

② 水防計画の策定又は変更、その要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）

③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の２、下水道法第23条の２）

④ 都道府県水防協議会の設置（法第８条第１項）

⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10 条第３項）

⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11 条第１項、気象業務法第14 条の２第３項）

⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12 条）

⑧ 水位到達情報の通知及び周知（法第13 条第２項）

⑨ 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13 条の４）

⑩ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14 条）

⑪ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15 条の10）

⑫ 市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15 条の12)

⑬ 水防警報の発表及び通知（法第16 条第１項、第３項及び第４項）

⑭ 水防信号の指定（法第20 条）

⑮ 避難のための立退きの指示（法第29 条）

⑯ 緊急時の水防管理者、消防団長又は消防機関の長への指示（法第30 条）

⑰ 水防団員の定員の基準の設定（法第35 条）

⑱ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40 条）

⑲ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48 条）

（２）水防管理団体（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

① 水防団の設置（法第５条）

※当市には、水防団を置かず消防団が水防にあたる。

② 消防団員等の公務災害補償（法第６条の２）

③ 平常時における河川等の巡視（法第９条）

④ 水位の通報（法第12 条第１項）

⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)

⑥ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の３）

⑦ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）

⑧ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

⑨ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第２項）

⑩ 警戒区域の設定（法第21条）

⑪ 警察官の援助の要求（法第22条）

⑫ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

⑬ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）

⑭ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第３項）

⑮ 避難のための立退きの指示（法第29条）

⑯ 水防訓練の実施（法第32条の2）

⑰ 水防計画の作成又は変更、その要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）

⑱ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）

⑲ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）

⑳ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

㉑ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）

㉒ 消防事務との調整（法第50条）

（３）国土交通省の責任

① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22 条の２）

② 洪水予報の発表及び通知（法第10 条第２項、気象業務法第14 条の２第２項）

③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12 条）

④ 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13 条の４）

⑤ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13 条第１項）

⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14 条）

⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の９）

⑧ 水防警報の発表及び通知（法第16 条第１項及び第２項）

⑨ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31 条）

⑩ 特定緊急水防活動（法第32条）

⑪ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40 条）

⑫ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48 条）

（４）気象庁の責任

① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10 条第１項、気象業務法第14 条の２第１項）

② 洪水予報の発表及び通知（法第10 条第２項、法第11 条第１項並びに気象業務法第14 条の２第２項及び第３項）

（５）居住者等の義務

① 水防への従事（法第24 条）

② 水防通信への協力（法第27 条）

（６）水防協力団体の義務

① 決壊の通報（法第25 条）

② 決壊後の処置（法第26 条）

③ 水防訓練の実施（法第32 条の２）

④ 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

第４　水防計画の作成及び変更

水防管理者（以下「市長」という。）は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに日光市地域防災計画の部門別計画である水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、日光市防災会議（以下「防災会議」という。）に諮るとともに、栃木県知事に届け出るものとする。また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

＊日光市防災会議　別表１

第５　安全配慮

洪水時においては､消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項として以下を定める。

・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
・水防活動は原則として複数人で行う。
・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
・指揮者は消防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
・指揮者は活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第２章　水防組織

第１　水防本部

市の水防を統括するため、水防本部を置く。水防本部の事務局は、企画総務部総務課内に置く。

第２　水防本部の設置時期

（１）災害警戒本部設置後または設置前において、気象庁（宇都宮地方気象台）から水防に関する予報及び警報が発せられ、諸状況を判断の上、市長が水防本部の設置を必要と認めたとき。

（２）水防警報指定河川等にあっては県知事からの警報を受けたとき。または、緊急にその必要があるとして、県知事から指示があったとき。

第３　水防本部の設置場所

水防本部の設置場所は、市役所本庁舎内に設置する。

第４　現地水防本部

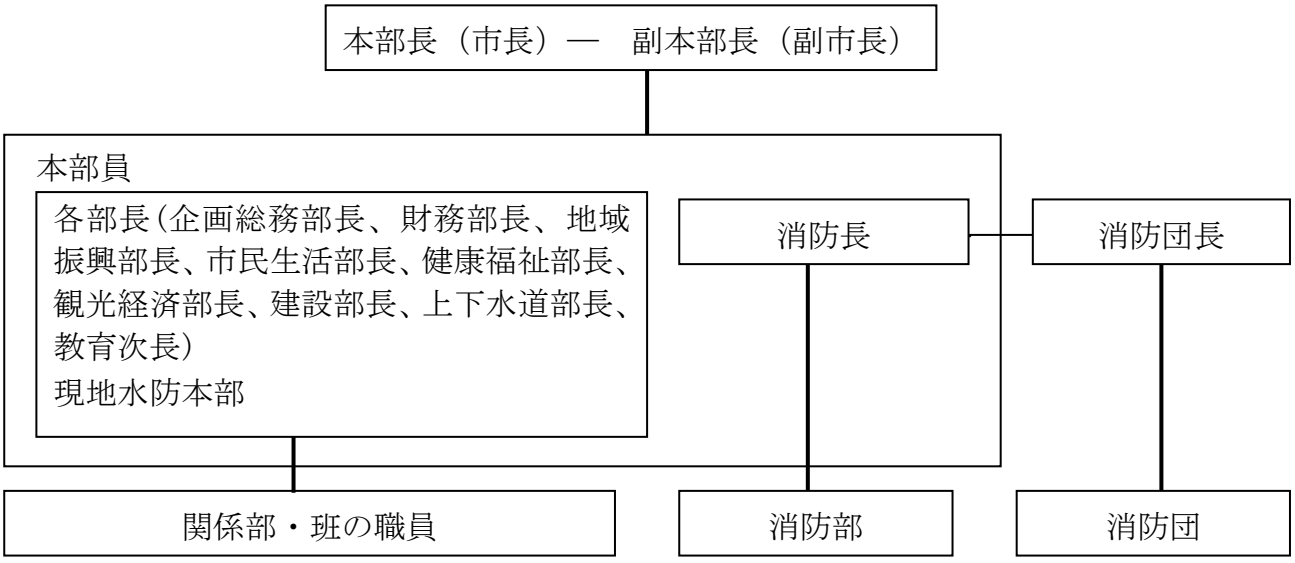
（１）市長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、行政センターを単位として現地水防本部を設置する。

（２）市長は、副本部長、本部員その他の職員のうちから、現地水防本部長及び現地水防本部員を指名する。

（３）現地水防本部は、行政センター、被災地に近い学校及び公民館等を利用して設置する。

第５　水防事務組織

（１）水防本部の組織



（2）水防本部各班の事務分掌

部	班	担当課	事務分掌
企画総務部	秘書広報班	秘書広報課	本部長及び副本部長の秘書に関すること 災害関連情報の広報に関すること 報道機関との連絡調整に関すること
	本部事務局	総務課	水防本部の庶務（事務局）に関すること 本部長の命令等の伝達に関すること 職員の動員に関すること 各部等との連絡調整に関すること 国、県への報告、調整に関すること 消防本部、警察等関係機関との連絡調整に関すること 災害関連情報の収集及び伝達に関すること 収集した情報の分析及び対応の検討に関すること 防災行政情報システムの統制に関すること
地域振興部	地域振興班	地域振興課	自治会等地域住民組織との連絡調整に関すること 自主防災組織との連絡調整に関すること
	総務地域班	各行政センター 地域づくり推進係	各行政センターの総括に関すること 水防本部との連絡調整に関すること 被害情報の収集及び記録に関すること 防災行政情報システムの運用に関すること
健康福祉部	子育て支援班	保育課 子ども家庭支援課	避難所の開設及び運営に関すること
	社会福祉班	社会福祉課 高齢福祉課	社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の安全確保対策に関すること
	健康班	健康課 ＊救護所の設置が必要な場合	避難所の開設及び運営に関すること 救護所の開設及び運営に関すること 医療機関との連絡調整に関すること
観光経済部	観光班	観光課 地域観光課 ＊観光地に被害が及んだ場合	観光客の安全確保に関すること 観光客の避難誘導に関すること 観光施設の被害調査及び復旧に関すること
	農林班	農政課 環境森林課	農業用水路等の被害調査及び復旧に関すること 農業用水利の調整に関すること 農林業関係の被害調査及び復旧に関すること
	環境班	環境森林課 ＊緊急な消毒等が必要な場合	消毒及び衛生に関すること
建設部	建設班	都市計画課 建設課 維持管理課	都市計画施設・公共土木施設の被害調査及び復旧に関すること 災害危険箇所等の把握及び警戒に関するこ

		建築住宅課	と 障害物の除去に関すること 市営住宅等の被害調査及び応急対策に関すること
上下水道部	水道班	水道課 ＊被害の恐れがある場合	水道施設の被害調査及び応急修理に関すること
	下水道班	下水道課 ＊被害の恐れがある場合	下水道施設の被害調査に関すること 災害時の排水施設に関すること
教育部	学校教育班	学校教育課 ＊学校施設の利用が必要な場合	学校避難所の開設及び運営に関すること 児童・生徒の安全確保対策に関すること 学校施設の被害調査と応急復旧に関すること
消防部	警防班	今市消防署 日光消防署 藤原消防署	水害の警戒及び防御に関すること 被災者の救出、救護及び搬送に関すること 避難者の誘導に関すること 被害情報の収集及び伝達に関すること 水害現場の広報活動に関すること 各消防団との連絡調整に関すること
	消防総務班	消防本部総務課 予防課・警防課 通信指令課	消防職員の招集及び配備に関すること 水害に関する情報の速報及び連絡に関すること 水害の広報活動に関すること 水防本部との連絡調整に関すること その他の応急対策に関すること

＊防災関係課に準ずる課等においては、本庁担当課と連絡を密にし、被害情報の収集にあたるとともに、被害が発生した場合には本庁担当課及び行政センターに報告し、応急対策を行う。

（3）消防団の事務分掌

消防団	事務分掌
今市消防団 日光消防団 藤原消防団 栗山消防団	水害の警戒及び防御に関すること 被災者の救出、救護及び搬送に関すること 避難者の誘導に関すること 被害情報の収集及び伝達に関すること 水害現場の広報活動に関すること 各消防署との連絡調整に関すること

第６　災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部に統合され、地域防災計画の定めるところにより活動を継続する。

第７　水防本部の解散

水防に関する予報及び警報が解除され、市長が水防本部設置の必要がなくなったと認めたときに、水防本部を解散する。

第３章　重要水防箇所

第１　重要水防箇所及び警戒水防箇所

当市における警戒水防箇所及び重要水防箇所（以下「重要水防箇所等」という。）は、別表２及び別表３のとおりとする。また、巡視責任者は重要水防箇所等所在地を管轄する分団長とし、巡視にあたっては第９章第１に準じて行うものとする。

第４章　器具資材及び輸送

第１　水防器具・資材

（１）当市における水防器具資材の備蓄状況は別表４のとおりである。

（２）市長は、水防活動により器具資材が不足した場合は、県の管理する水防器具資材を日光土木事務所に要請することができる。

第２　輸送

当市における水防器具資材等の輸送に使用するための車両は､別表５のとおりである。

第５章　通信連絡

第１　水防通信の優先

法第２７条第２項の規定により、市長、消防長、消防団長又はこれらの命を受けた者は､水防上の緊急を要する通信のために加入電話を優先的に利用し､必要があるときは、警察通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。

第２　通信方法その他

（１）通信内容については、簡素かつ要領よくとりまとめること。

（２）市長は、常に警察署、ＮＴＴ東日本（株)、東京電力パワーグリッド（株)、駅等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するよう努めるものとする。

（３）防災行政無線、消防・救急無線、県防災行政ネットワーク、一般加入電話（災害時優先電話を含む。)、携帯電話(衛星携帯電話を含む。)、インターネット、水防信号等を

活用する。

（４）市長は、通信施設等の故障によりこれを利用することができない場合は、自動車等を使用し、伝令その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。

（５）水防上の通信連絡のために必要な関係機関は、別表６のとおりとする。

第６章　予報及び警報

第１　宇都宮地方気象台から発表される気象情報

（１）宇都宮地方気象台は気象業務法第１４条の２第１項により栃木県に対し、気象及び洪水についての予報及び警報を行う。

（２）当市の水防に関係ある種類及び発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	レベル２ 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル５ 大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合

なお、一般利用に適合する気象に関する注意報・警報の日光市の発表基準及び基準値の解説については気象庁 HP を参照すること。

気象庁 HP：https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/tochigi.html

（大雨警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次

のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水被害の危険度の高まりの予測を、地図上で1㎞四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水キキクル	指定洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1㎞ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの危険度）。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

（3）市長は、日頃から栃木県防災行政ネットワーク、防災情報提供システム（気象庁）等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集に努める。

また、災害に結びつくと思われる気象情報については、防災行政情報システム、市防災メール、市ホームページ、広報車、自治会、自主防災組織等への連絡等により、関係住民への周知に努める。

※気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置づけされる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

第７章　洪水予報水位情報及び水防警報

第１　洪水予報

法第１０条第２項及び気象業務法第１４条の２第２項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報、並びに、法第１１条第１項及び気象業務法第１４条の２第３項の規定により、栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報に該当する河川は、当市では指定されていない。

第２　水位情報の通知及び周知

法第１３条の規定により国土交通大臣及び栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川は、当市では指定されていない。

また、栃木県知事が内水氾濫危険水位に達した場合に水位を周知する水位周知下水道についても指定されていない。

第３　水防警報

法第１６条の規定による国土交通大臣及び栃木県知事の行う水防警報に該当する河川は、当市では指定されていない。

第８章　観測・通報

第１　雨量の観測通報

当市内に設置されている気象庁アメダス、国土交通省雨量観測所及び県管理雨量観測所は次のとおりである。

①　気象庁アメダス

- 五十里観測所（日光市五十里堀割）
- 土呂部観測所（日光市土呂部）
- 奥日光観測所（日光市中宮祠）
- 日光東町観測所（日光市稲荷町）
- 足尾観測所（日光市足尾町）

② 国土交通省雨量観測所

No	観測所名	所在地	関係河川名	区分
1	松　　木	日光市足尾町湖南	渡良瀬川	砂防
2	深　　沢	日光市足尾町深沢地内	渡良瀬川	砂防
3	丹　勢　山	日光市清滝丹勢山	荒沢川	砂防
4	藤　　原	日光市川治温泉藤原星が丘	鬼怒川	砂防
5	野　　門	日光市野門	野門沢川	砂防
6	茶ノ木平	日光市茶ノ木平	大谷川	砂防
7	明　　神	日光市小代		河川
8	足　　尾	日光市足尾町深沢地内		河川
9	日　　光	日光市萩垣面		河川

③ 県管理雨量観測所

No	観測所名	所在地	関係河川名	区分
1	日光土木	日光市萩垣面 2390-7	大谷川	河川
2	中禅寺ダム	日光市中宮祠国有林 1128	中禅寺湖	ダム
3	千手ケ浜	日光市中宮祠字千手 2573-2	柳沢川	ダム
4	金　　精	日光市日光字御用ケヘラ 2559 外 2	湯　川	ダム
5	大　　沢	日光市土沢 460	田　川	河川
6	大　　桑	日光市栗原 334-1	板穴川	河川
7	瀬　　尾	日光市瀬尾 606	古大谷川	河川
8	川　　治	日光市藤原 1188	鬼怒川	河川
9	横　　川	日光市横川 548-2	男鹿川	河川

10	安　　ケ　　森	日光市湯西川 1878-3	湯西川	河川
11	松　ノ　木　平	日光市日向 1923	鬼怒川	河川
12	上　　ツ　　原	日光市上栗山 810	鬼怒川	河川
13	川　俣　温　泉	日光市川俣 881-8	鬼怒川	河川
14	手　　白　　山	日光市川俣字鬼怒沢国有林 46 林班	鬼怒川	河川
15	三 河 沢 ダ ム	日光市湯西川字三河 1876-79	三河沢川	ダム
16	東　小　来　川	日光市東小来川 1954-2	黒　川	河川

第２　水位の観測

当市における県が管理する水位標の設置場所、消防団待機水位、氾濫注意水位及び監視人は、次のとおりとする。

《水位観測所一覧》

No	河川名	観測所名	所在地	消防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	水位監視人 監視分団部	待機消防団
1	大　谷　川	水　郷　橋	日光市瀬川字坂ノ上 458 地先	0.90	1.70	県職員 今市第１分団第１部	今市
2	大　谷　川	神　　橋	日光市山内	1.90	2.30	県職員 日光第２分団	日光
3	湯　　川	菖 蒲 ケ 浜	日光市中宮祠	2.10	2.40	県職員 日光第５分団菖蒲班	日光
4	湯　西　川	湯　平　橋	日光市湯西川字湯平 993 番地	1.90	2.30	県職員 栗山第４分団第１部	栗山
5	板　穴　川	砥　川　橋	日光市栗原 334-1 地先	2.00	2.30	県職員 今市第３分団第４部	今市
6	砥　　川	佐下部橋	日光市佐下部字下平 38-1 地先	2.30	2.80	県職員 今市第３分団第４部	今市

《栃木県管理危機管理水位計》

No	河川名	観測所名	所在地	水位			簡易型河川監視カメラの有無	区分
				観測開始水位	危険水位	氾濫発生水位		
1	古大谷川	川　室　橋	日光市川室 50-１地先	-0.90	-0.50	0.00	有	河川
2	田　　川	田　川　橋	日光市木和田島	-1.30	-0.60	0.00	有	河川
3	行　　川	赤　行　橋	日光市小代	-1.70	-1.00	0.00	有	河川
4	赤 堀 川	水無下原橋	日光市水無 50 地先	-1.70	-1.00	0.00	無	河川
5	武 子 川	篠　沢　橋	日光市文挟 2-2 地先	-0.80	-0.60	0.00	無	河川

※危機管理型水位計とは、洪水のみの水位観測に特化した水位計である。

第３　水位観測の報告

水位標に示す水位が前表に定める消防団待機水位を超えた場合の連絡は次のとおりとする。

①　連絡担当者

管轄消防団

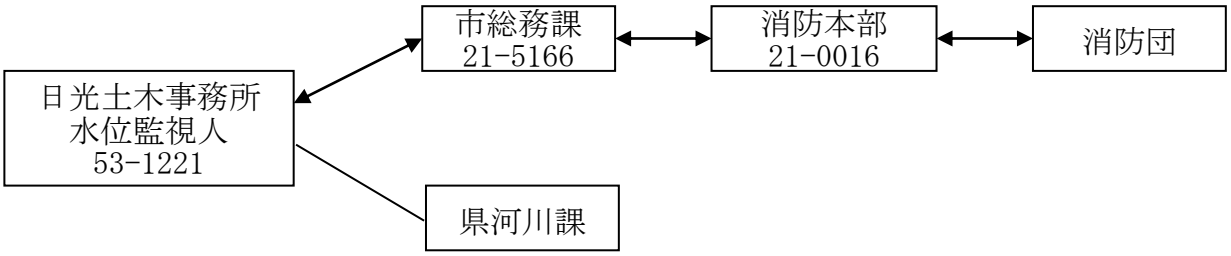
②　連絡方法

電話または伝令

③　連絡要領

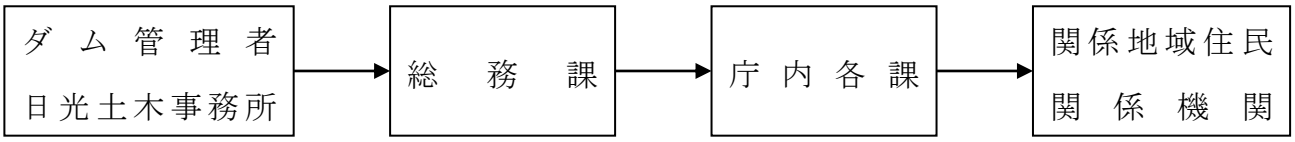
１時間ごとに「○○［管轄消防団］ですが、水位観測の報告です。河川名○○、観測所名○○、○○時現在○ｍ○㎝」「刻々増水（減水）しています。」等。

なお、区域内の浸水家屋、堤防の状況等に異常があるときはその旨を具体的に連絡する。



第４　ダム操作の通報

洪水予報発令中のダムの操作及び洪水調節のために放流を行う場合は、次の系統により通報される。この通報を受けたときは、必要に応じて関係機関、関係地域住民に連絡するものとする。



第９章　水防機関の活動

第１　出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告

市長は、次のいずれかに該当するときは、日光土木事務所を経由して知事に報告するものとする。

①河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

②消防団が出動したとき

③水防作業を開始したとき

④堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

第２　水防出動及び水防活動

（１）待機指令

消防団を所定の場所に参集させる。

①　水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたとき。

②　市長が必要と認めたとき。

③　河川の水位が消防団待機水位に達したとき。

（２）出動準備

参集後は速やかに水防資機材の点検及び活動の配備計画を樹立する。

（３）出動及び活動

市長は、河川水位が氾注意水位に達し被害が発生するおそれがあると認めたとき、又は出動の必要を認めたときは、次の出動計画に従い消防機関を出動させ、所要の措置をとらせるものとする。

①　第１次出動　消防機関の一部が出動して巡視警戒にあたるとともに、危険箇所の早期発見連絡等を行う。

②　第２次出動　消防機関の一部が出動し、水防活動に入る。

③　第３次出動　消防機関の全員が出動し、水防活動に入る。

ただし、いずれの段階の出動を行うかは、市長が危険度に適合するように定めるものとする。

（４）解除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要が認められなくなったときは、消防機関に対し、水防活動の終了を通知する。

第３　巡視及び警戒

平常時

市長又は消防長（以下「水防管理者等」という）は、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うこと等を求めることができるものとする。

出水時

(1) 市長は、栃木県知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき、または必要と認めたときは、巡視員（消防団）を堤防の巡視にあたらせるものとする。この巡視は、そのときの状況により必要な人員で行うものとする。

(2) 巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。

①　堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇

②　堤防の上端の亀裂又は沈下

③　川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

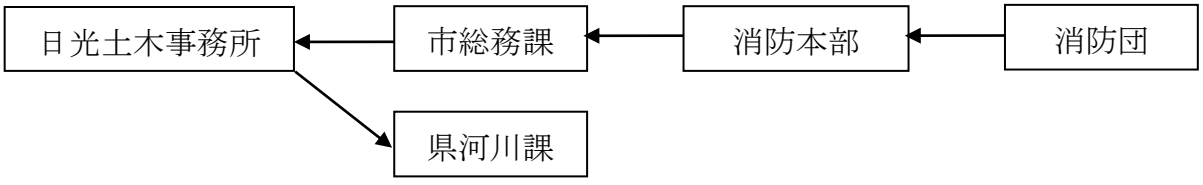
④　堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

⑤　排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

⑥　橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(3) さらに河川が増水して消防団待機水位を超えたとき、または超える恐れがあるときは、随時巡視員を増員して警戒にあたらせるものとする。

(4) 前記の巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、巡視員は速やかに次の系統により関係機関に報告するものとする。



(5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準ずるものとする。

第４　水防作業

(1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

(2) 水防作業にあたる消防団員は、自身の安全性を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、消防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

(3) 市長は平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時にできるよう努めなければならない。

第５　水防作業上の注意事項

(1) 第１章第５に定める安全配慮により、洪水等の水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮しなければならない。

(2) 消防団員は、万一家族が待避する場合に備え、平常時より家族と話し合いを行い、一旦出動した場合は命令に従い水防活動に専念しなければはならない。

(3) 作業中は始終敢闘精神をもって､上司の命に従い団体行動をとらなければならない。

(4) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。

(5) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大のとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。（水位が最大洪水位の４分の３に減少したときが最も危険。）

第６　緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第７　警戒区域の指定

(1) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

(2) 消防団長、消防団員又は消防職員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防職員の職権を行うことができるものとする。

第８　立退きの指示

(1) 法第２９条の規定により市長またはその命を受けた職員は、必要と認めた区域の居住者に対し、避難のための立退きの指示をすることができる。

(2) 市長は、立ち退きを指示したときは、今市警察署長又は日光警察署長にその旨を通知するものとする。

(3) 立退き先は最寄りの安全と認められる指定緊急避難場所等の公共施設とし、管轄分団長が誘導するものとする。なお、避難誘導にあたって誘導者は、市職員、警察官及び自主防災組織等と相互に綿密な連絡をとりながら行い、事故防止に万全を期すものとする。

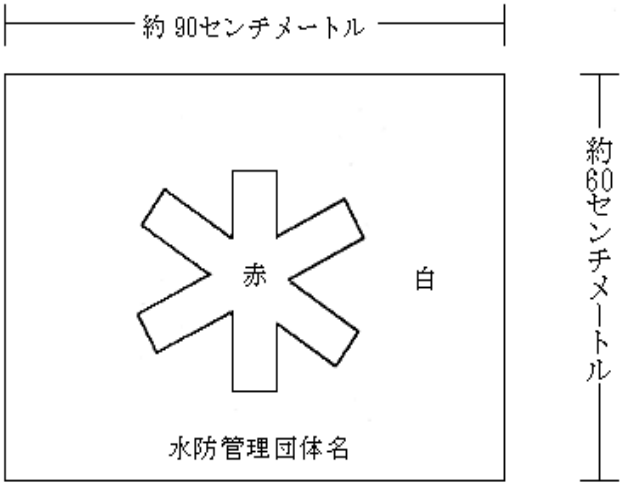
第９　水防の解除

市長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに日光土木事務所長にその旨を報告するものとする。

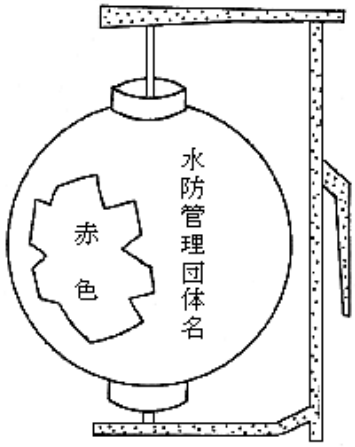
第 10　水防標識

(1) 法第１８条の規定により、知事の定めた車両の標識は次のとおりである。

標　　旗



標　　灯



(2) 水防のため出動する水防関係職員で、制服の定めのない者は標旗と同様の腕章を着用するものとする。

(3) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第 11　水防信号

法第２０条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区　　分		警鐘信号	サイレン
第1信号	氾注意水位に達したことを知らせるもの	○　休止　○　休止	○(約5秒)―休止(約15秒)―○(約5秒)
第2信号	消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○―○―○　○―○―○	○(約5秒)―休止(約6秒)―○(約5秒)―休止(約6秒)―○(約5秒)
第3信号	当該区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○―○―○―○　○―○―○―○	○(約10秒)―休止(約5秒)―○(約10秒)―休止(約5秒)―○(約10秒)―休止(約5秒)―○(約10秒)
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱　打	○(約1分)―休止(約5秒)―○(約1分)
備　考	1信号は適宜の時間継続する。 2必要があれば警鐘信号・サイレンを併用することができる。		

	3地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて信号を発する。

第12　公費負担

(1) 法第２８条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、市長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他運搬用機器の使用

④排水用機器の使用

⑤工作物その他の障害物の処分

また、市長の委任を受けた者にあっては、次の証明書を携行し、必要ある場合には、これを提出しなければならない。

第　　号

公　用　負　担　権　限　委　任　証

職名

氏名

上記の者に○○区域内における水防法第２８条の権限を委任したることを証明する。

年　　月　　日

水防管理者　日光市長　　印

(2) 法第２８条第２項により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を２通作成してその１通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付しなければならない。

第　　号

公　用　負　担　命　令　書

住　　所

負担者氏名

水防法第２８条の規定により、下記の物件を収用（使用または処分）する。

記

物　件	数　量	負担内容（使用・収用・処分）	期　間	摘　要

年　　月　　日

水防管理者　日光市長　　印

事務取扱者　職　　名　氏　　名　　印

上記権限行使により損害を受けた者に対しては、市長は時価によりその損害を補償するものとする。

第１０章　決壊時の措置

第１　決壊時の処置

市長は、市内の堤防その他施設が決壊したときには、日光土木事務所及び水防関係機関の関係者に通報（報告）し、市民一般に対し周知徹底を図るとともに、出来得る限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。

第１１章　相互応援協力

第１　消防団の応援協力

市内の水防活動は、地元消防団を中心として行ない、必要があるときは、消防団長は他団の応援について要請することができる。

第２　隣接市町の応援協力

市長は、法第２３条第１項の規定に基づき、応援等の必要が生じたときは、隣接市町

に応援を要請することができる。

第３　隣接消防機関の応援協力

隣接市町の消防機関の応援については、応援を求められたときはもちろん、その他の場合においても相互に応援をするほか、特に水防器具資材については、努めて供用の便を図るものとする。

第４　応援の組織

前項の応援にあたっては、応援を求めた方の水防管理の下に努めて隊組織をもって協力するものとする。

第５　応援の費用

応援に要した費用の負担については、相互の協議により定めるが、協議が整わない場合は、知事にこれらの調停を要請するものとする。

第６　警察の援助応援協力

市長は、法第２２条の規定に基づき、水防のため必要があるときは、警察署長に対して警察官の援助を要請することができる。

第７　自衛隊の応援協力

市長は、水防のため、自衛隊の派遣要請の必要があると認めたときは、緊急連絡の方法により次の事項について、栃木県知事（危機管理課）に派遣要請を行うことができる。なお、特に緊急を要し、栃木県知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第１２特科隊に通知する。この場合、速やかに栃木県知事にその旨を通知する。

第８　国の応援協力

河川管理者　関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況

に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

(2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

(3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

(4) 重要水防箇所の合同点検の実施

(5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員の派遣

第９　県の応援協力

河川管理者　栃木県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（県管理河川の水位情報・雨量情報、ＣＣＴＶの映像、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

(2) 重要水防箇所の合同点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(5) 水防活動の情報共有

＜河川に関する情報の提供＞

河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を次のとおり定める。

提供する情報	伝達方法
県管理河川の水位情報・雨量情報、ＣＣＴＶの映像	栃木県防災情報システムによる情報提供

第１２章　水防報告

第１　報告

市長は、洪水等により被害を生じた場合は、次の方法により日光土木事務所長を経由して、知事に報告するものとする。

(1) 概況報告

水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話またはその他の連絡手段を講じて報告する。なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨合わせて連絡する。

(2) 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに、書面をもって報告する。ただし、死者、重傷者及び集団被害（おおむね５０戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先して次の事項を報告する。

① 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項

② 集団被害については、その状況と対策の概要

(3) 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により栃木県知事に確定報告を行う。

第２　水防報告書

市長は、水防が終結したときは、県計画の様式により日光土木事務所を経由して、知事に報告するものとする。

第３　被害調査

被害調査の受け持ち分担を別表７のとおりとする。

第１３章　その他

第１　水防訓練

当市における消防機関の水防訓練は、毎年７月末までに実施するものとする。ただし、水防防災上の研修または水防活動を実施したときは、これをもって水防訓練に代えることができるものとする。

なお、水防訓練を実施しようとするとき、及び実施したときは次の事項を、日光土木

事務所を経由して知事に報告するものとする。

① 実施する場合

・年月日時　・場所　・河川名　・主催　・実施予定工法

② 実施した場合

・年月日時　・場所　・河川名　・実施工法　・参加人員　・使用資材数量

・使用資材見積書

第２　その他

本計画に定めのない水防上の活動に関する細目については、消防機関においてこれを定め、水防活動に万全を期すものとする。

別表１　日光市防災会議委員名簿

No	区　　分	機　　関	職名
	会長	日光市	市長
1	第１号委員 指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所	所長
2	〃	国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所	所長
3	〃	国土交通省関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所	所長
4	〃	環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所	所長
5	〃	林野庁関東森林管理局日光森林管理署	署長
6	〃	気象庁宇都宮地方気象台	次長
7	〃	厚生労働省栃木労働局日光労働基準監督署	署長
8	〃	厚生労働省栃木労働局日光公共職業安定所	所長
9	第２号委員 県知事部局の職員	栃木県県西健康福祉センター	所長
10	〃	栃木県日光土木事務所	所長
11	〃	栃木県県西環境森林事務所	所長
12	〃	栃木県上都賀農業振興事務所	所長
13	第３号委員 警察官	栃木県警察今市警察署	署長
14	〃	栃木県警察日光警察署	署長
15	第４号委員 市長部局の職員	日光市	副市長
16	〃	〃	企画総務部長
17	〃	〃	財務部長
18	〃	〃	地域振興部長
19	〃	〃	市民生活部長
20	〃	〃	健康福祉部長
21	〃	〃	観光経済部長
22	〃	〃	建設部長
23	〃	〃	上下水道部長
24	第５号委員 教育委員会教育長	日光市教育委員会	教育長

No	区　　分	機　　関	職名
25	第６号委員 消防長及び消防団長	日光市消防本部	消防長
26	〃	日光市今市消防団	団長
27	〃	日光市日光消防団	団長
28	〃	日光市藤原消防団	団長
29	〃	日光市栗山消防団	団長
30	第７号委員 指定(地方)公共機関	東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社	支社長
31	〃	東日本電信電話㈱栃木支店	支店長
32	〃	東日本旅客鉄道㈱大宮支社日光駅	駅長
33	〃	東武ステーションサービス㈱東武鉄道下今市駅	駅長
34	〃	栃木県道路公社	常務理事
35	〃	日本郵便株式会社日光東郵便局	局長
36	第８号委員 学識経験者その他	上都賀郡市北部地区医師会	会長
37	〃	日光市自治会連合会	会長
38	〃	日光市議会	議長
39	〃	日光市教育委員会事務局	教育次長
40	〃	日光市女性団体連絡協議会	会員
41	〃	〃	会員
42	〃	〃	会員
43	〃	〃	会員
44	〃	ニコニコの会	会長
45	〃	日光市女性防火クラブ連合会	会長

別表２　重要水防箇所等

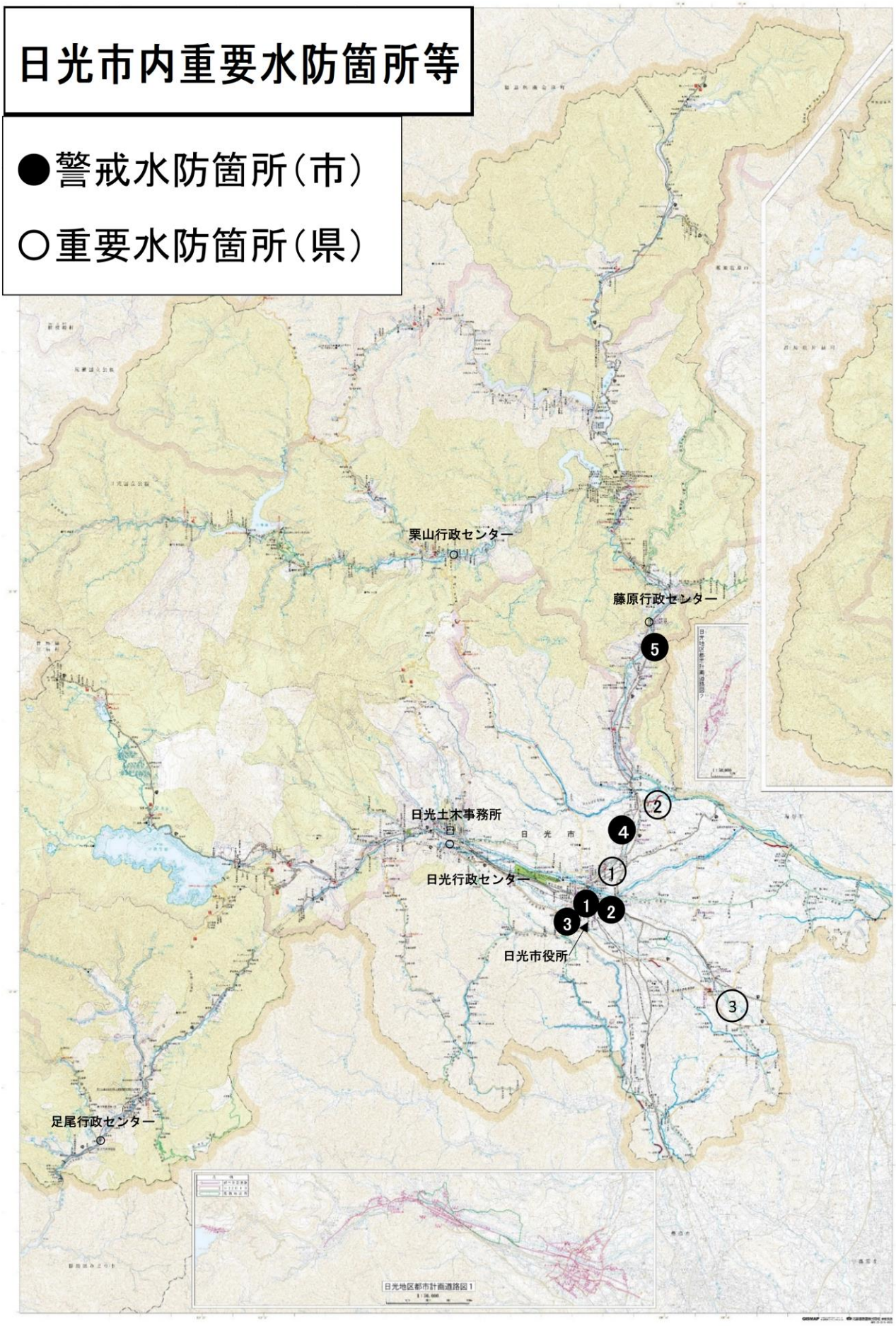
警戒水防箇所
《市の警戒区間》

NO	河川名	警戒理由	危険度	岸別	警戒水防箇所地先名	延長	対策水防工法 管轄分団
1	吉沢用水	浸水 溢水	B	左	日光市朝日町 市道川原町～寺ノ下線 用水交差部付近	30m	積土のう 今市第１分団
2	吉沢用水	浸水 溢水	B	左	日光市川原町 三興社印刷所付近	30m	積土のう 今市第１分団
3	七里五カ村用水	浸水 溢水	B	右	日光市平ケ崎 今市文化会館付近	50m	浮遊物撤去 積土のう 今市第１分団
4	大桑用水	浸水 溢水	B	左右	日光市大桑町 忠魂碑下	40m	積土のう 今市第３分団
5	堰場用水	浸水 溢水	B	右	日光市鬼怒川温泉大原 砥石沢付近	80m	積土のう 土砂等撤去 藤原第２分団

重要水防箇所
《県の管理区間》

NO	河川名	種別	階級	岸別	重要水防箇所地先名	延長	対策水防工法 管轄分団
1	古大谷川	堤防断面	B	右	日光市倉ヶ崎新田	200m	積土のう、木流し 今市第３分団
2	古大谷川	堤防断面	B	左右	日光市川室	700m	積土のう 今市第３分団
3	赤堀川	堤防高 工作物	B B	右	日光市上猪倉赤堀橋	100m	積土のう 今市第４分団

別表３　重要水防箇所等地図



別表４　水防器具資材備蓄状況

令和8年4月1日現在

	水防用器具機材の備蓄状況										
	場所 ＼ 資器材	豊田 442－1		木和田島 1562－2	石屋町 408－1	足尾町通洞 8－1	中宮祠 2478	鬼怒川温泉 大原 1419－2	藤原 1238	湯西川 1167－1
		消防本部	今市消防署	大沢分署	日光消防署	足尾分署	中宮祠分署	藤原消防署	川治分署	湯西川分署
	資器材管理者	警防課長	今市消防署長		日光消防署長			藤原消防署長		
1	テント		2					4		
2	ゴムボート		2		2			3		
3	船外機		2		2			2		
4	救命胴衣		32	12	24	12	6	34	3	3
5	一輪車		5	3	1	1	1	2	1	1
6	チェーンソー		3	2	1	1	3	0	1	1
7	草刈機		3	1	2			3	1	
8	草刈鎌		20		11	7	5	10	2	2
9	剣スコップ		36	9	25	4	12	18	3	2
10	角スコップ		7	3	7	2	13	5	3	2
11	掛矢		10	6	5	1	1	7	1	1
12	大ハンマー（鉄）		2	1	2	1	1	2	1	
13	ツルハシ		6	3	8	1	4	1	1	1
14	オノ		5	4	5	3	3	3	1	1
15	まさかり									
16	ナタ		20		7	8	1	7	1	0
17	ノコギリ		20		4	3	2	9	4	0
18	クリッパー		2		1	1		5		
19	唐グワ						1	2	1	
20	熊手（金属）			1	8	2	6	9	1	
21	ペンチ					2	0	2	1	
22	大バール				12	1	3			
23	じょれん		4	1	2	1	1			
24	水防用長靴		2							
25	胴長靴		7	2	5					
26	ヘッドライト					3	3			
27	強力ライト					7				
28	強力ライト（エンジン付）		0						0	
29	飲料ポリ（ステンレス製）		2							
30	フルコン袋							14	0	0
31	麻袋						75			
32	木杭		41							
33	鉄杭				84					
34	鉄杭（黄色）		9							
35	鉄杭（白色）		99	20				107	5	
36	鉄線		3巻			1巻		1巻	0	
37	防水シート									
38	防水シート（ブルーシート）		4	5		14		10	3	3
39	PSロープ				1巻200m					

別表５　水防用車両配備計画

令和8年4月1日現在

種別	台数	配備消防署・配備車両名			備考
		今市消防署	日光消防署	藤原消防署	
指揮車	1	日光指揮1			
特殊作業車	3	今市救助1	日光救助1	藤原救助1	
広報車 （団広報車含む）	7	今市広報1 今市広報2 今市広報4	日光広報2 日光団広報1 （予防車兼務）	藤原広報2 藤原団広報1	団広報車含む （日光団広報1） （藤原団広報1）
予防車	2	今市予防1		藤原予防1	
人員搬送車	3	今市搬送1	日光搬送1	藤原搬送1	
資器材搬送車	7	今市機材1 今市機材2 大沢機材1	日光機材1 中宮祠機材1 足尾機材1	藤原機材1 川治機材1	
消防車	12	今市タンク1 今市化学1 今市ポンプ1 大沢タンク1	日光タンク1 日光ポンプ1 足尾タンク1 中宮祠タンク1	藤原タンク1 藤原ポンプ1 川治タンク1 湯西川タンク1	
公用車	3	今市広報3 予防2	イグニス		
合計	38	16	11	11	
日光市消防団連合会 消防車（団ポンプ車等） ・ポンプ車 ・タンク車 ・積載車 ・軽消防車 （団広報車は常備に計上）	78	今市消防団 （29台）	日光消防団 （20台）	藤原消防団 （20台） 栗山消防団 （8台）	・団広報車は常備車両に計上

別表６　水防関係機関電話番号一覧表

１　市

機　関　名	所　在　地		電話番号
日光市役所	〒321-1292	日光市今市本町 1 番地	0288(22)1111
日光行政センター	〒321-1492	日光市御幸町 4 番地 1	0288(54)1112
藤原行政センター	〒321-2595	日光市鬼怒川温泉大原 1406 番地 2	0288(76)4100
足尾行政センター	〒321-1514	日光市足尾町通洞 8 番 2 号	0288(93)3111
栗山行政センター	〒321-2712	日光市黒部 54 番地 1	0288(97)1112
日光市消防本部	〒321-2414	日光市豊田 442 番地 1	0288(21)0016
今市消防署	〒321-2414	日光市豊田 442 番地 1	0288(21)0539
日光消防署	〒321-1405	日光市石屋町 408 番地 1	0288(54)0050
藤原消防署	〒321-2522	日光市鬼怒川温泉大原 1419 番地 2	0288(76)1444

２　県

機　関　名	所　在　地		電話番号
危機管理防災局危機管理課	〒320-8501	宇都宮市塙田 1-1-20	028(623)2133
危機管理防災局消防防災課	〒320-8501	宇都宮市塙田 1-1-20	028(623)2136
消防防災航空隊	〒321-3325	芳賀町芳賀台 128-1	028(677)1119
県西健康福祉センター	〒322-0068	鹿沼市今宮町 1664-1	0289(64)3125
日光土木事務所	〒321-1414	日光市萩垣面 2390-7	0288(53)1211
県西環境森林事務所	〒321-1263	日光市瀬川 51-9	0288(21)1178
上都賀農業振興事務所	〒322-0068	鹿沼市今宮町 1664-1	0289(62)5236
今市警察署	〒321-1261	日光市今市 1378-1	0288(23)0110
日光警察署	〒321-1411	日光市稲荷町 2-2-2	0288(53)0110
群馬県桐生土木事務所	〒376-0000	桐生市相生町 2 丁目 331	0277(53)0121

３　指定地方行政機関

機　関　名	所　　在　　地		電話番号
渡良瀬川河川事務所	〒326-0822	足利市田中町 661-3	0284(73)5551
日光砂防事務所	〒321-1414	日光市萩垣面 2390	0288(54)1191
鬼怒川ダム統合管理事務所	〒321-0905	宇都宮市平出工業団地 14-3	028(661)1341
日光国立公園管理事務所	〒321-1434	日光市本町 9-5	0288(54)1076

機　関　名	所　在　地		
日光森林管理署	〒321-1274	日光市土沢 1473-1	0288(22)1069
宇都宮地方気象台	〒320-0845	宇都宮市明保野町 1-4	028(633)2766
日光労働基準監督署	〒321-1261	日光市今市 305-1	0288(22)0273
日光公共職業安定所	〒321-1272	日光市今市本町 32-1	0288(22)0353
関東農政局宇都宮地域センター	〒320-0806	宇都宮市中央 2-1-16	028(633)3311
関東東北産業保安監督部	〒330-9715	さいたま市中央区新都心１番地１ さいたま新都心合同庁舎１号館	048(600)0436

4　自衛隊

機　関　名	所　　在　　地		電話番号
陸上自衛隊 東部方面特科連隊第２大隊	〒321-0145	宇都宮市茂原 1-5-45	028(653)1551

5　指定公共機関及び指定地方公共機関

機　関　名	所　　在　　地		電話番号
東京電力パワーグリッド株式会社 栃木北支社	〒324-0051	大田原市山の手 1-9-14	0287-55-2121
東日本電信電話株式会社栃木支店	〒321-0953	宇都宮市東宿郷 4-3-27	028(662)4256
株式会社ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ﾄﾞｺﾓ栃木支店	〒320-0811	宇都宮市大通り 2-4-3 ｼﾞﾌﾞﾗﾙﾀﾙ生命宇都宮大通りビル	028(651)6000
ＫＤＤＩ株式会社 小山ネットワークセンター	〒323-0827	小山市神鳥谷 1828	0285(28)5086
ソフトバンク株式会社	〒105-7317	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング	03(6889)6601
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 宇都宮地区センター	〒321-0965	宇都宮市川向町 1-48	028(621)0010
日本放送協会宇都宮放送局	〒320-8502	宇都宮市中央 3 丁目 1-2	028(634)9154
日本赤十字社栃木県支部	〒320-8508	宇都宮市若草 1-10-6	028(622)4327
日本通運株式会社宇都宮支店	〒320-0811	宇都宮市大通り 4-1-18 大同生命ビル	028(621)0611
日本郵便株式会社日光東郵便局	〒321-1299	日光市轟 1195 番地 4	0288(21)1456
東武ステーションサービス株式会社東武鉄道東武日光駅	〒321-1406	日光市松原町 4 番地 3	0288(54)0830
〃　　下今市駅	〒321-1261	日光市今市 1110 番地	0288(21)0201
〃　鬼怒川温泉駅	〒321-2522	日光市鬼怒川温泉大原1390番地	0288(77)1151
東武バス日光株式会社日光営業所	〒321-1421	日光市所野 1453 番地	0288(54)1138
関東自動車株式会社	〒321-0934	宇都宮市簗瀬 4-25-5	028(634)8131
栃木県道路公社	〒321-2345	日光市木和田島 2096 番地 1	0288(32)2326
一般社団法人栃木県ＬＰガス協会	〒321-0941	宇都宮市東今泉 2-1-21	028(658)2411

機　関　名	所　　在　　地		電話番号
栃木県石油商業組合	〒320-0032	宇都宮市昭和 1-3-10	028(622)0435
一般社団法人栃木県建設業協会	〒321-0933	宇都宮市簗瀬町 1958-1	028(639)2611
一般社団法人栃木県タクシー協会	〒321-0169	宇都宮市八千代 1-4-12	028(658)2411
一般社団法人栃木県トラック協会	〒321-0169	宇都宮市八千代 1-5-12	028(658)2515
一般社団法人栃木県バス協会	〒321-0169	宇都宮市八千代 1-4-12	028(658)2622
株式会社栃木放送	〒320-0033	宇都宮市本町 12-11 栃木会館	028(622)1111
株式会社エフエム栃木	〒321-8550	宇都宮市中央 1-2-1	028(638)7640
株式会社とちぎテレビ	〒320-0032	宇都宮市昭和 2-2-2	028(600)6661
一般社団法人栃木県医師会	〒320-0065	宇都宮市駒生町 3337-1 栃木健康の森内	028(622)2655
一般社団法人栃木県歯科医師会	〒320-0047	宇都宮市一の沢 2-2-5	028(648)0471
一般社団法人栃木県薬剤師会	〒321-0165	宇都宮市緑 5-１-5	028(658)9877
公益社団法人栃木県看護協会	〒320-8503	宇都宮市駒生町 3337-1	028(625)6141
公益社団法人栃木県柔道整復師会	〒320-0047	宇都宮市西一の沢町 4-7	028(648)0502

６　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	所　　在　　地		電話番号
日光市土地改良区	〒321-2332	日光市大室 991 番地	0288(26)5133
上都賀郡市医師会 （北部地区医師会）	〒321-2345	日光市木和田島 3043 （いとうクリニック）	0288(32)2030
日光商工会議所	〒321-1261	日光市平ケ崎 200-1	0288(21)1171
足尾町商工会	〒321-1523	日光市足尾町松原 11 番地 17	0288(93)2267
日光市社会福祉協議会	〒321-1261	日光市鬼怒川温泉大原 2-6 （ふじの郷）	0288(25)3070
日光市建設業組合	〒321-1401	日光市上鉢石町 1087 番地	0288(53)2566
日光市森林組合	〒321-1263	日光市瀬川 51 番地 12	0288(21)0119
ＪＡかみつが日光営農経済センター	〒321-2335	日光市森友 923 番地 3	0288(22)1174
わたらせ渓谷鐵道株式会社	〒376-0101	みどり市大間々町大間々1063-1	0277(73)2110
野岩鉄道株式会社	〒321-2521	日光市藤原 326 番地 3	0288(77)3300

別表７　日光市消防分団管轄区域

令和8年4月1日現在

地域	分団	部名	管轄区域
今市消防団	1分団	1部	春日町1･2丁目･瀬川町
		2部	住吉町･清住町･仲町･東郷町
		3部	小倉1･2･3･4･5丁目･二宮町 東町･桜木町･清原町 清原町2丁目･七本桜
		4部	相生町･川原町･朝日町
		5部	大谷向町･材木町･瀬尾･豊田 松原町･サンヒルズ瀬尾
		6部	千本木･吉沢･土沢･室瀬･栄町 杉の沢･星が丘
		7部	平町･中平町･緑町･原町･平ヶ崎
	2分団	1部	文挟町
		2部	小倉
		3部	小代
		4部	長畑･明神
		5部	上板橋･つくし野･桜台
		6部	下板橋･手岡･岩崎
	3分団	1部	大桑町･川室
		2部	大渡･轟･町谷
		3部	小百･高畑･高百･原宿
		4部	佐下部･栗原
		5部	倉ヶ崎･芹沼
	4分団	1部	猪倉上･中･下･猪倉新町･猪倉北町
		2部	木和田島･平成町
		3部	八日市
		4部	大沢町第1･2･栃ノ木平･水無
		5部	森友･森友北原町･森友若杉町
		6部	根室･山口･山口二丁目･薄井沢･新栄郷第1
		7部	大室･針貝･荊沢･芝山町･杉の木台
	5分団	1部	小林1･2区
		2部	小林3･4区･沓掛･嘉多蔵
		3部	塩野室町･和田･沢又･矢野口 芝河原･内野萱場
栗山消防団	1分団	1部	野尻･小穴･戸中･小指･日向
		2部	大王･松ノ木平･日蔭
	2分団	1部	上栗山
		2部	黒部･土呂部･青柳平
	3分団	1部	川俣･川俣温泉
		2部	野門･若間
	4分団	1部	湯西川温泉･湯西川上･石上今淵
		2部	川戸･仲内･西川

地域	分団	部名	管轄区域
日光消防団	1分団		鉢石町三町･御幸町･稲荷町三町･萩垣面
	2分団	1部	西町全域･山内
		2部	花石町･久次良町
	3分団		石屋町･松原町･相生町･東和町 若杉町･宝殿
	4分団		清滝全域･安良沢･清滝安良沢町
	5分団	1部	中宮祠･菖蒲ヶ浜･光徳
		2部	湯元
	6分団	1部	七里･野口
		2部	和泉
	7分団		山久保
	8分団		細尾町･新細尾町
	9分団		所野･霧降
	10分団	1部	中小来川･南小来川･宮小来川
		2部	西小来川･滝ケ原
		3部	東小来川
	11分団	1部	赤倉･愛宕下･本山･上間藤･深沢 南橋･下間藤･田元･上の平
		2部	掛水･渡良瀬･芝の沢･野路又･神子内 赤沢･向原･内ノ篭
		3部	松原･通洞･切幹･原･餅ヶ瀬･唐風呂
		4部	砂畑･中才･遠下･小滝
藤原消防団	1分団		藤原橋向町･藤原上町･藤原中町 藤原下町･釈迦ヶ岳･小原
	2分団	1部	松原･大原稲荷町･大原
		2部	つつじヶ丘
		3部	自由ヶ丘･富士ヶ丘
	3分団		高徳上町･高徳中町 高徳下町･高徳下の原
	4分団	1部	小佐越･朝日ヶ丘
		2部	城の内
		3部	柄倉･太陽ファミリー
	5分団	1部	星ヶ丘･花の町･仲町1区･旭町 滝見通り･本町
		2部	仲町2区･上滝
		3部	元湯通り･桜通り･温泉駅前
	6分団	1部	川治･坂本･高原･小網
		2部	鶏頂山
	7分団	1部	中三依新町･中三依元町･独鈷沢 五十里･芹沢
		2部	上三依･横川

参考資料

重要水防箇所評定基準

種　別	重　要　度	
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間
堤防高（流下能力）	1．一連区間のうち流下能力が著しく低下して、その原因が堤防高さ不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 2．近年の増水により氾濫の実績があり背後地が人家密集地等の危険な箇所。	1．一連区間のうち流下能力が低下していてその原因が堤防高さ不足に起因し氾濫の予想される箇所。 2．近年の増水により、氾濫の実績があり、背後地に被害が予想される箇所。
堤防断面	1．一連区間のうち流下能力が著しく低下していて、その原因が河川断面不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 2．上端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの)。 3．近年の増水により氾濫の実績があり背後地が人家密集地等の危険な箇所。	1．一連区間のうち流下能力が著しく低下していて、その原因が河川断面不足に起因し氾濫の予想される箇所。 2．上端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの)。 3．近年の増水により氾濫の実績があり背後地に被害が予想される箇所。
堤体強度	1．新堤防で築造後１年以内の箇所。 2．橋梁、排・取水門等の施行箇所で埋戻し後１年未満の箇所。 3．堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により堤防斜面崩壊、急激な沈下等の実績がある箇所。	1．新堤防で築造後３年以内の箇所。 2．橋梁、排・取水門等の施行箇所で埋戻し後３年未満の箇所。 3．堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により堤防斜面崩壊、急激な沈下等が予想される箇所。
漏　水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの、又、その恐れが十分ある箇所。	従来漏水の不安があり、これに対して措置が講じられた実績がある箇所。
水　衝	1．洪水時の水衝部において低水護岸高水護岸が度々破損される箇所。 2．堤防の決壊又は、堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	1．洪水時の水衝部となり低水護岸、高水護岸があるが完全とは考えられない箇所。 2．護岸が古くなって効用が著しく減じられている箇所。
深掘れ	1．堤脚又は護岸の根固め等が深掘れされている箇所。 2．水制等が破損して危険が予想される箇所。	1．河床の低下等が著しく護岸堤脚等の深掘れされる恐れのある箇所。
工事施工	1．２年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施行せざるをえない工事で排・取水門等の工作物が堤防を横断して開削をしている箇所。 2．築堤、掘削工事等のために堤防を横断方向に開削している箇所。 3．工事施工に伴い一時的であるが危険が予想される箇所。	1．排・取水門、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。
工作物	1．取水堰、排・取水門等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 2．橋梁桁下高及び通水断面の過小又は固定堰等で特に危険が予想される箇所。	1．橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い箇所。

水　防　法（抜粋）

昭和２４年６月４日法律第１９３号
最終改正　令和７年１２月１２日法律第８６号

第一章　総　則

（目的）

第一条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二第一項において同じ。）並びに海岸管理者（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章　水防組織

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項 の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項 の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章　水防活動

（河川等の巡視）

第九条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二　都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3　前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報）

第十一条の三　国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸（第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。）で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二　特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公

共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2　市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4　都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十一条の三第一項の規定により指定され、又は第十三条の三の規定により指定した海岸

二　前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があ

つたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第十条第一項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第二項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第十一条第一項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項及び第二十四条の二第一項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

３　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

５　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

６　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

７　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

８　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

９　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

１０　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

５　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2　水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3　水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5　前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七　水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあ

つては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2　浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3　何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4　水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八　浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2　水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3　水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2　大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　国土交通大臣

二　当該河川の存する都道府県の知事

三　当該河川の存する市町村の長

四　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五　当該河川の河川管理者

六　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七　第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3　大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十　都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2　都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　当該都道府県知事

二　当該河川の存する市町村の長

三　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四　当該河川の河川管理者

五　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
六　第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
3　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。
（予想される水災の危険の周知等）
第十五条の十一　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。
（河川管理者の援助等）
第十五条の十二　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
2　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。
（水防警報）
第十六条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
2　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
3　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
4　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。
（水防団及び消防機関の出動）
第十七条　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。
（優先通行）
第十八条　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。
（緊急通行）
第十九条　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
2　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。
（水防信号）
第二十条　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。
2　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。
（警戒区域）

第二十一条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（氾濫等の通報）

第二十四条の二　河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

（決壊の通報）

第二十五条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2　前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条　二以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一　当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条第一項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章　指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章　水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四　水防に関する調査研究を行うこと。

五　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（水防団等との連携）
第三十八条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。
（監督等）
第三十九条　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
2　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
3　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
4　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
（情報の提供等）
第四十条　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章　費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）
第四十一条　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。
（利益を受ける市町村の費用負担）
第四十二条　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。
2　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
3　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
4　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。
（都道府県の費用負担）
第四十三条　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。
（国の費用負担）
第四十三条の二　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。
（費用の補助）
第四十四条　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。
2　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章　雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章　罰則

第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2　前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条の七第三項の規定に違反した者

二　第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二　第二十条第二項の規定に違反した者

三　第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2　国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3　国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4　国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

気 象 業 務 法（抜粋）

昭和２７年６月２日法律第１６５号
最終改正　令和７年１２月１２日法律第８６号

第三章　予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条　気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

２　気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

３　気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二　気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

２　気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

３　気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

５　気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について第一項の規定により高潮の警報をする場合において、水位の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該海岸の状況に関する情報を必要とするときは、水防に関する事務を行う国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができる。

６　気象庁は、次の各号に掲げる河川について第一項の規定により洪水の警報をする場合において、水位又は流量の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該河川の状況に関する情報を必要とするときは、当該各号に定める者に対し、当該情報の提供を求めることができる。

一　水防法第十条第二項の規定により指定された河川　水防に関する事務を行う国土交通大臣

二　水防法第十一条第一項の規定により指定された河川　関係都道府県知事

７　前二項の規定により情報の提供の求めを受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、当該求めに応じて、当該情報を提供しなければならない。

８　気象庁は、前項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、当該情報を提供した国土交通大臣又は都道府県知事の技術的助言を求めなければならない。

９　前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条　気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

２　気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

３　第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二　気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2　気象庁は、水防法第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について、水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、水位を示して高潮についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3　気象庁は、水防法第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4　気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

5　気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

6　第十三条第三項の規定は、第一項から第四項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第四項までの予報及び警報をする場合は、同条第一項の場合にあつては単独で、同条第二項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、同条第三項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、同条第四項の場合にあつては都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

第十五条　気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第四項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2　前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3　前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4　第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

5　第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

6　第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二　気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

2　前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3　前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。

4　第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

5　前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

洪水浸水想定区域指定箇所一覧（栃木県管理河川）

	河川名	実施区間	告示日
利根川水系	鬼怒川	左岸　藤原字小網小網ダム下流～塩谷町大字風見 1201 番地 16 地先まで 右岸　藤原字小網小網ダム下流～宇都宮市宮山田町字ｶﾊﾀﾆ 1302 番地先まで	令和４年５月２７日
	鬼怒川	左岸　江戸川合流点～川俣ダム下流まで 右岸　江戸川合流点～川俣ダム下流まで	令和６年４月２６日
		左岸　下ノ沢合流点～県管理区間上流端まで 右岸　下ノ沢合流点～県管理区間上流端まで	
		左岸　川治温泉川治浅間山地先～藤原字小網地先まで 右岸　鬼怒川温泉滝地先～川治温泉滝字森ノ沢地先まで	令和８年３月３１日
	田川	左岸　一級河川上流端～小峯橋まで 右岸　一級河川上流端～小峯橋まで	令和５年５月２６日
		左岸　小峯橋～宇都宮市山田川合流点まで 右岸　小峯橋～宇都宮市山田川合流点まで	令和５年５月２６日
	赤堀川	左岸　一級河川上流端～宇都宮市田川合流点まで 右岸　一級河川上流端～宇都宮市田川合流点まで	令和５年５月２６日
	弁天川	左岸　一級河川上流端～赤堀川合流点まで 右岸　一級河川上流端～赤堀川合流点まで	令和６年４月２６日
	清水川 （今市）	左岸　一級河川上流端～鬼怒川合流点まで 右岸　一級河川上流端～鬼怒川合流点まで	令和６年４月２６日
	大谷川	左岸　所野霧降大橋～大渡鬼怒川合流点まで 右岸　稲荷町霧降大橋～大渡鬼怒川合流点まで	令和４年５月２７日
	油川	左岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで 右岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで	令和７年３月２８日
	志渡渕川	左岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで 右岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで	令和５年５月２６日
	丸見川	左岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで 右岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで	令和７年３月２８日
	鳴沢川	左岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで 右岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで	令和７年３月２８日
	赤沢川	左岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで 右岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで	令和５年５月２６日
	田母沢川	左岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで 右岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで	令和５年５月２６日
	荒沢川	左岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで 右岸　一級河川上流端～大谷川合流点まで	令和５年５月２６日
	左沢川	左岸　奥細尾橋～大谷川合流点まで 右岸　奥細尾橋～大谷川合流点まで	令和５年５月２６日
	遅沢川	左岸　塩谷郡一級河川上流端～塩谷郡鬼怒川合流点まで 右岸　塩谷郡一級河川上流端～塩谷郡鬼怒川合流点まで	令和５年５月２６日
	古大谷川	左岸　瀬尾大谷川分派点～川室鬼怒川合流点まで 右岸　瀬尾大谷川分派点～川室鬼怒川合流点まで	令和４年５月２７日
	板穴川	左岸　市道橋～鬼怒川合流点まで 右岸　市道橋～鬼怒川合流点まで	令和６年４月２６日
	砥川	左岸　今市ダム下流～板穴川合流点まで 右岸　今市ダム下流～板穴川合流点まで	令和６年４月２６日
	小百川	左岸　大日向橋～板穴川合流点まで 右岸　大日向橋～板穴川合流点まで	令和６年４月２６日

	石見川	左岸　私道橋～小百川合流点まで 右岸　私道橋～小百川合流点まで	令和６年４月２６日
利根川水系	男鹿川	左岸　白倉沢合流点～紅藤沢合流点まで 右岸　白倉沢合流点～紅藤沢合流点まで	令和５年５月２６日
	野尻川	左岸　一級河川上流端～鬼怒川合流点まで 右岸　一級河川上流端～鬼怒川合流点まで	令和６年４月２６日
	江戸川	左岸　一級河川上流端～鬼怒川合流点まで 右岸　一級河川上流端～鬼怒川合流点まで	令和６年４月２６日
	土呂部川	左岸　一級河川上流端～鬼怒川合流点まで 右岸　一級河川上流端～鬼怒川合流点まで	令和６年４月２６日
	渡良瀬川	左岸　久蔵川合流点～群馬県境まで 右岸　久蔵川合流点～群馬県境まで	令和５年５月２６日
	武子川	左岸　手岡一級河川上流端～鹿沼市古賀志町高谷八千代橋まで 右岸　手岡一級河川上流端～鹿沼市武子八千代橋まで	令和４年５月２７日
	板橋川	左岸　一級河川上流端～武子川合流点まで 右岸　一級河川上流端～武子川合流点まで	令和６年４月２６日
	黒川 （日光）	左岸　一級河川上流端～鹿沼市行川合流点まで 右岸　一級河川上流端～鹿沼市行川合流点まで	令和５年５月２６日
	行川	左岸　一級河川上流端～鹿沼市黒川合流点まで 右岸　一級河川上流端～鹿沼市黒川合流点まで	令和５年５月２６日
	長畑川	左岸　一級河川上流端～鹿沼市行川合流点まで 右岸　一級河川上流端～鹿沼市行川合流点まで	令和５年５月２６日
	西沢川	左岸　一級河川上流端～長畑川合流点まで 右岸　一級河川上流端～長畑川合流点まで	令和６年４月２６日
	荒川 （日光）	左岸　一級河川上流端～行川合流点まで 右岸　一級河川上流端～行川合流点まで	令和６年４月２６日
	西黒川	左岸　一級河川上流端～黒川合流点まで 右岸　一級河川上流端～黒川合流点まで	令和６年４月２６日
	神子内川	左岸　一級河川上流端～渡良瀬川合流点まで 右岸　一級河川上流端～渡良瀬川合流点まで	令和６年４月２６日

洪水浸水想定区域指定箇所一覧（栃木県管理ダム下流河川）

	ダム名	河川名	実施区間	告示日
利根川水系	中禅寺ダム	大谷川	左岸　中宮祠中禅寺湖～所野霧降大橋まで 右岸　中宮祠中禅寺湖～所野霧降大橋まで	令和４年５月２７日
	中禅寺ダム	中禅寺湖	左岸　中宮祠中禅寺湖 右岸　中宮祠中禅寺湖	令和４年５月２７日
	三河沢ダム	三河沢川	左岸　湯西川～湯西川湯西川合流まで 右岸　湯西川～湯西川湯西川合流まで	令和４年５月２７日
	三河沢ダム	湯西川	左岸　湯西川三河沢合流点～湯西川権現橋まで 右岸　湯西川三河沢合流点～湯西川権現橋まで	令和４年５月２７日

浸水リスク想定図指定箇所一覧（栃木県管理河川）

	河川名	実施区間	公表日
利根川水系	田川	洪水予報区間～向原橋	令和２年６月５日
	赤堀川	一級河川上流端～田川合流点	令和３年５月３１日
	行川	一級河川上流端～黒川合流点	令和３年５月３１日
	黒川（日光）	一級河川上流端～支川行川合流点	令和３年５月３１日